

那賀町訓令第7号

那賀町コミュニティ活動用備品管理規程

(目的)

第1条 この規程は、那賀町が保有する那賀町コミュニティ活動用備品に関する使用及び保管に必要な基本事項を定め、適正な備品の管理を図り、もって町内の地域コミュニティ活動を推進することを目的とする。

(貸出備品)

第2条 この規程の対象となる備品は、別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 備品の貸出を受けることができるものは、地域まちづくり協議会、自治会、コミュニティ推進団体その他町長が必要と認める団体等（以下「団体」という。）とする。

(申請手続)

第4条 備品の貸出を希望する団体は、貸出を受けようとする日の1週間前までに那賀町コミュニティ活動用備品貸出申請書兼許可書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

(貸出の承認)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、那賀町コミュニティ活動用備品貸出申請書兼許可書（第1号様式）により申請順に貸出を許可するものとする。

(備品の管理)

第6条 前条の承認を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、当該備品を適正に管理し、使用するものとする。

- 2 借受団体は、備品を他の目的に使用し、他に転貸し、交換し、又は担保に供してはならない。
- 3 借受団体は、備品を使用するに当たっては、使用する行事等に参加する者に対し、備品が整備された目的及び方法を周知するよう努めるものとする。

(賠償等)

第7条 借受団体は、備品を破損又は紛失したときは、速やかに那賀町地域コミュニティ活動用備品破損・紛失届出書（第2号様式）により町長に報告するものとする。

- 2 借受団体は、前項の報告により、町長が備品の破損又は紛失が借受団体の責めに帰すべきものと認めたときは、修理その他賠償の責めを負わなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。